

第13節 公安警備・救出計画

第1項 警察の任務

第2項 救出対策

第1項 警察の任務

《 基本方針 》

警察は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の秩序の維持にあたることを任務とする。

1. 警察の任務【資料編*1 参照】

災害時における住民の生命身体及び財産を保護し、もって社会公共の安全と秩序の維持にあたるため次の処置を講ずる。なお、実施の際の警備体制や方法等は、県警察本部の公安警備計画によるものとする。

(1) 警察の任務

- 1) 情報の収集及び伝達
- 2) 被害実態の把握
- 3) 警戒区域の設定
- 4) 被災者の救出救護
- 5) 行方不明者の捜索
- 6) 被災地、危険箇所等の警戒
- 7) 住民に対する避難指示及び誘導
- 8) 不法事案等の予防及び取締り
- 9) 避難路及び緊急輸送路の確保
- 10) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- 11) 民心の安定に必要な広報活動
- 12) 関係機関が行う防災活動に対する協力

(2) 警備体制

警察における警備体制及び所掌事務については、警察署長の定めるところによる。

2. 市

市長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、筑紫野警察署長に連絡し、両者は緊密な連携のもとに協力する。

*1 ● 資料 3.13.1 「治安施設（交番・駐在所）一覧」

3. 自衛警備活動

市は、被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の住民組織・自主防災組織等による巡回・警備活動を促進する。

(自主防災組織育成：災害対策基本法第5条の2項)

第2項 救出対策

《基本方針》

市、消防機関及び警察は、相互の協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

1. 実施方法

(1) 対象者

《救出対象者》

災害のため

- ① 身体が危険な状態にある者
 - ア. 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ. 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
 - ウ. 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
 - エ. 山津波や地すべり等で生き埋めになったような場合
 - オ. 登山者遭難の場合
- ② 生死不明の状態にある者
 - ※ 不明の状態にある者とは、行方不明の者で諸般の状態から生存していると推定される者または行方はわかっているが生死が明らかでない者

(2) 救出の期間

《救出の期間》

一般災害の場合	市長が必要と認める期間
救助法適用の場合	災害発生の日から3日以内。(ただし、厚生労働大臣の承認により救出期間の延長することができる(特別基準))

(3) 救出部隊の編成

被災者の救出は、原則として災害救助班が行うものとするが、市災対本部による救出作業が困難なときは、消防機関及び警察に派遣要請をするとともに、合同して救出部隊を編成し救助にあたる。

《救出部隊編成》

通常の場合

- 1) 市災対本部（災害救助班）

派遣要請をした場合

- 1) 消防機関
- 2) 警察
- 3) 陸上自衛隊第4師団第4後方支援連隊
- 4) 県、周辺市町村の職員及び消防団員

2. 住民及び自主防災組織等の役割

地域の住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。